

公立邑智病院改革プラン

「皆様に愛され、信頼される病院を目指します」

対象期間 平成21年度～平成23年度まで

平成21年3月

邑智郡公立病院組合

■ 公立邑智病院改革プラン目次

1. 団体名	1
2. プランの名称	1
3. 策定日	1
4. 対象期間	1
5. 病院の現状	1
6. 公立病院としての今後果たすべき役割	1
(1) 医療機能の維持と充実	1
(2) 政策医療の推進と展開	1
(3) 地域連携体制の強化	1
7. 一般会計における経費負担の考え方	1
8. 経営効率化に係る計画	2
(1) 財務に係る数値目標	2
(2) 数値目標設定の考え方	2
(3) 公立病院としての医療機能に係る数値目標	2
(4) 数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	3
① 民間的経営手法の導入	3
② 事業規模・形態の見直し	3
③ 経費削減・抑制対策	3
④ 収入増加・確保対策	3
⑤ その他	4
(5) 各年度の収支計画	7～8
(6) その他	4
① 病床利用率の状況	4
② 病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増 改築計画の状況	4
9. 再編・ネットワーク化に係る計画	5
(1) 二次医療圏内の公立病院等配置の現況	5
(2) 都道府県医療計画等における今後の方向性	5
(3) 再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における今後の方向性	5
10. 経営形態見直しに係る計画	5
(1) 経営形態の現況	5
(2) 経営形態見直し計画の概要	5
11. 点検・評価・公表等	6
(1) 点検・評価・公表等の体制	6
(2) 点検・評価の時期	6
12. その他の特記事項	6

公立邑智病院改革プラン

1. 団体名		島根県 邑智郡公立病院組合（公立邑智病院）
2. プランの名称		公立邑智病院改革プラン
3. 策定日		平成21年3月23日
4. 対象期間		平成21年度 ～ 平成23年度
5. 病院の現状	病院名	公立邑智病院
	所在地	島根県邑智郡邑南町中野3848-2
	病床数	98床
	診療科目	内科、外科、麻酔科、整形外科、小児科、産婦人科、泌尿器科、精神科、歯科
6. 公立病院として今後果たすべき役割（概要） （注）詳細は附属資料第3章へ掲載。		■ 「公立邑智病院改革推進委員会」の報告書（H19.8）を基本方針として、地域において必要な医療提供体制の確保を図る。 (1) 医療機能の維持と充実 ① 従来どおり郡内唯一の救急告示病院、急性期病院としての役割を果たす。 ② 現在の許可病床数98床を原則として維持する。 ③ 地域の急性期医療ニーズのうち高度先進医療や救命救急等特殊な分野を除く概ね80%の範囲を完結できるよう、総合医の育成に努め、総合診療体制の確立を目指す。 ④ 既存診療機能の維持に努める。 (2) 政策医療の推進と展開 ① 検診機能の充実（人間ドック、特定検診） ② 小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、パンデミック対応、地域医療などの医療体制の整備充実 (3) 地域連携体制の強化 ① 邑智郡内の病院・診療所、介護福祉事業所、行政機関との連携システムの構築（邑智病院がリーダー役） （邑智郡地域連携推進協議会（H20.7 設置済）を通して情報交換や役割分担の明確化を図る。） ② 大田圏域内の連携システムの構築 ③ 大田圏域外病院との連携システムの構築
7. 一般会計における経費負担の考え方（繰出基準の概要） （注）詳細は附属資料第4章に掲載。		■ 繰出基準に関する総務省通知の考え方に基づき、項目ごとの算出を基本とする。 ①病院の建設改良に要する経費の1/2 ②病院事業債元利償還金の2/3（14年度以前分）ないし1/2（15年度以降分）相当額 ③高度医療に要する経費 ④へき地医療の確保に要する経費 ⑤リハビリテーション医療に要する経費 ⑥周産期医療に要する経費 ⑦経営基盤強化対策に要する経費 ⑧小児医療に要する経費 ⑨救急医療の確保に要する経費 ⑩精神病院の運営に関する経費 ⑪保健衛生行政事務に要する経費

8・経営効率化に係る計画

				団体名 (病院名)		邑智郡公立病院組合 (公立邑智病院)	
(1) 財務に係る数値目標 (主なもの)		19年度 実績	20年度 見込み	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	88.6	98.8	100.0	101.5	102.2	
	医業収支比率(%)	83.6	85.5	89.8	91.5	92.1	
	職員給与費比率(%)	59.1	68.3	65.3	63.2	63.1	
	材料費比率(%)	32.6	18.6	19.2	20.5	20.5	
	薬品費比率(%)	24.9	10.4	10.7	11.5	11.5	
	病床利用率(%)	60.3	70.0	81.6	86.7	86.7	
	平均在院日数(日)	16.7	17.0	18.0	18.0	18.0	
	職員数(全体)人	115	123	126	126	126	
	患者1人1日当たり診療 収入(入院)	28,604	29,410	28,000	28,000	28,500	単位:円
	患者1人1日当たり 診療収入(外来)	10,517	7,500	7,300	7,300	7,300	単位:円
	年間外来延患者数(人)	58,191	67,375	68,970	73,200	73,200	
	一日平均外来患者数(人)	236.5	275.0	285.0	300.0	300.0	
	年間入院患者数(人)	21,629	25,039	29,200	31,025	31,110	
	一日平均入院患者数(人)	59.1	68.6	80.0	85.0	85.0	
(2) 上記数値目標設定の考 え方		(経営黒字化の目標年度:平成22年度) 平成21年度は経常収支比率100%を目指す。22年度からは 経常黒字化を目指し累積欠損金を減少させる。					
(3) 公立病院としての医療 機能に係る数値目標(主な もの)		19年度 実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	救急患者数	3,185	3,192	3,192	3,192	3,192	年間延数
	手術数	121	168	180	192	204	年間延数
	紹介患者数	996	1,272	1,296	1,320	1,356	年間延数
	逆紹介数	1,213	1,236	1,260	1,284	1,320	年間延数
	地域医療相談数	45	210	240	270	300	年間延数
	臨床研修医受入数	2	7	7	7	7	(協力施設)

		団体名 (病院名)	邑智郡公立病院組合 (公立邑智病院)
(4) 数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期 8・経営効率化に係る計画 ※ 詳細は附属資料第5章へ掲載	①民間的経営手法の導入	(ア) 医事(入院)レセプト業務を段階的に民間委託化(H21年度～) (イ) SPDの導入検討(H21年度～) (ウ) 医薬分業化(H20年度実施済) (エ) 医師事務作業補助員の民間委託化(H20年度一部実施済、H21年度から拡大)	
	②事業規模・形態の見直し	○ 公立邑智病院改革推進委員会の報告書に基づき、事業規模・形態の見直しは行わない。(現状を維持)	
	③経費削減・抑制対策	(ア) 医療材料の節減・合理化 ・医療材料検討部会で市場価格等の情報収集並びに比較検討を強化し、経費削減を図る。(H21年度～) ・SPDの検討(H21年度～) (イ) 医薬分業化(H20.4実施済) (ウ) 業務委託契約の見直し：既存の業務委託契約について、平成21年度から長期継続契約を導入するなど業務内容や契約方法の見直しを行い、委託経費を削減。 (エ) 業務内容の見直しと適正な職員配置：業務量や業務内容を見直し、適正な職員配置や非常勤・看護補助職員の活用を図る。(H20年度から実施)	
	④収入増加・確保対策	■ 組織体制の改善 (ア) 経営戦略会議の開催(運営会議：毎月1回開催)(H19年度から実施) (イ) 部門別・実績と目標報告会(H20.7設置済み) ・各部門が報告会を通して見える化を図ることで、職員の意識の醸成や組織の一体感を促進し、職員の経営能力を高める (ウ) 診療報酬の請求漏れ防止対策の強化：医師、看護師をはじめとする職員全員に診療報酬等に関する研修を実施し、知識の向上と部門別の連携を強化して請求漏れの削減に努める。(H20年度～) (エ) 入院透析の推進と透析業務の完全2クール化を実施 ・入院透析の推進を図り病床利用率のアップと安定化を図る。(H20年度～) ・増加する要透析患者の希望に応えるため、透析業務の完全2クール化を実施する。(受入を現在の33人から44人へと拡大)(21年度～) (オ) 訪問リハビリの充実(H21年度～) ■ 地域連携 (ア) 地域連携室を設置(平成20年1月設置済)し、紹介率、逆紹介率のアップを図る。 (イ) クリニカルパスの充実・活用の拡大(H20年度～) (ウ) 退院調整のためのカンファレンスを実施し、退院調整加算増を図る。(H20年度～) (エ) 地域の医師会との連携会議を開催し、患者にとって最善の医療連携体制を構築する。(邑智郡地域連携協議会 H20.7 設置) (オ) 大田圏域連携会議の開催(大田圏域医療連携体制推進委員会：主催、島根県)(H20年度から) (カ) 県外、大田圏域外病院との連絡会議の開催。(H21年度から)	

		団体名 (病院名)	邑智郡公立病院組合 (公立邑智病院)
8・経営効率化に係る計画	(4) 数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	⑤その他 ■ 管理体制の整備 (7) 管理者、副管理者、病院長との連絡会議の開催。(H19 年度から実施：毎月 1 回) ※ 院長と管理者との連携が深まるため、一部適用ながら全部適用並の効果が得られている。 (4) 医療安全管理体制の強化 (H20.4 公立邑智病院医療安全管理委員会を設置) ■ 療養環境の整備 (7) 院内環境整備 (H20. 本館改修工事終了) (4) ご意見箱の設置と満足度アンケート調査の実施 (H20 年度～) ■ 医師・医療スタッフの確保 (7) 研修医、医学生、看護学生等の研修を積極的に受け入れることで、地域医療の良さを実感してもらい医師確保に繋げる。(H19 年度～) (4) 総合医の育成に重点を置き、専門外の医師同士が助け合うシステムを構築し、医師の負担軽減に努める。(H19 年度～) (7) 通常診療業務に伴う医療訴訟、医療事故等に関しては、当事者個人ではなく、組織として対応する。 (エ) 医師の仕事を軽減するため、土日の当直・待機は他病院から医師派遣を受ける。(H19 年度～) (オ) 子育て中の女性医師の負担を軽減するため、当直・待機を免除している。(H20 年度～) (カ) 病児保育室を開設し、地域住民や医師、看護師をはじめとした病院スタッフの就労を支援する。(H20.7 月～) (キ) 医師、看護師、技術職等の専門性や知識の向上を図るため、学会や研修会に参加しやすい環境を整備する。(H20 年度～) ■ PR 事業 (7) 広報誌の発行開始 (H19 年度～)、ホームページの改訂 (H19 年度～) (4) 講演会への積極的参加 (H19 年度～) ※ 医師への講演依頼を積極的に受け入れ、病院の PR を行う。(H19 年度～) ■ 情報化の推進 ○ 業務の機械化とインターネット環境等の構築	
	(5)各年度の収支計画	別紙 1 のとおり	
	(6) ①病床利用率の状況	17 年度 71.00% 18 年度 48.40% 19 年度 60.30%	
	②病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況	現在の 98 床を維持する。	
(6) その他の特記事項			

		団体名 (病院名)	邑智郡公立病院組合 (公立邑智病院)
9・再編・ネットワーク化に係る計画	(1)二次医療圏内の公立病院等配置の現況	■ 大田圏域の現状 大田圏域の急性期医療を担う病院は大田市立病院と公立邑智病院であり、総面積 1,354.76 平方キロメートルの広大なエリアを 2 病院でカバーしている。特に邑智地域は覚知から救急車の現場到着まで、遠いところで 20 分前後かかる上に現場から病院までの搬送時間にも地域差があり、1 時間以上の時間を要する地域がある。このような現状からこの地域の再編は極めて困難であり、ネットワーク化の強化が求められる。 ① 二次医療圏内の公立病院 ●大田市立病院（一般 280 床、療養 55 床、感染症 4 床） ●公立邑智病院（一般 98 床） ② 邑智郡内の主な病院 ●医療法人仁寿会加藤病院（民間：一般 27 床、医療療養 58 床） ●三笠記念病院（医療療養 20 床、介護療養 80 床）	
	(2)都道府県医療計画等における今後の方向性	島根県保健医療計画大田圏域編（平成 20 年 4 月策定） ① 保健所（大田圏域医療連携推進委員会）を中心に、圏域の病院や市町、消防機関等と圏域外、県外の医療機関との連携会議を通し圏域・県境を越えた医療連携に取り組む。 ② 4 疾病 5 事業の連携体制の構築を図る。	
	(3)再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議スケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期> ②は平成 20 年度中 ③平成 21 年度中	<内 容> ① 大田圏域の現状を踏まえそれぞれの関係医療機関の役割分担を明確にし、圏域内、圏域外、県外医療機関相互の連携を図る。 ② 県との再編ネットワーク化の検討と調整を図りながらネットワーク化計画策定を検討する。 ③ 島根県と調整を図る。
10. 経営形態見直しに係る計画	(1)経営形態の現況 (該当箇所には☑を記入)	☒ 公営企業法財務適用 ☐ 公営企業法全部適用 ☐ 地方独立行政法人 ☐ 指定管理者制度 ☒ 一部事務組合・広域連合	
	(2)経営形態の見直し（検討）の方向性 (該当箇所には☑を記入、検討中の場合は複数可)	☐ 公営企業法全部適用 ☐ 地方独立行政法人 ☐ 指定管理者制度 ☐ 民間譲与 ☐ 診療所化 ☐ 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	(3)経営形態の見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議スケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期> ①H19.8 公立邑智病院改革推進委員会報告書策定。 ②平成 21 年 1 月 ③平成 22 年度末	<内 容> ①公立邑智病院改革推進委員会報告書では、現行の医療機能を維持する方向性が示されており、今回の改革プランはその基本方針に従うため経営形態も現行のままで行う。 ②公立邑智病院改革プラン策定委員会で検討。 ③現在のところ経営形態は変更しない。ただし、点検・評価等行った結果、経営形態の見直しが必要と判断された場合は、新経営形態への移行を検討。（平成 24 年度）

		団体名 (病院名)	邑智郡公立病院組合 (公立邑智病院)
11. 点検・評価・公表等	(1)点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	① 公立邑智病院経営評価委員会を設立し、毎年9月に改革プランの取り組み状況の点検・評価を行う。公表は、広報誌またはホームページで行う。 ※《公立邑智病院経営評価委員会の構成メンバー》 町財政課長、組合議会代表、医師会長など ② 邑智郡公立病院組合議会へ報告	
	(2)点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	① 公立邑智病院経営評価委員会での審議を経て、毎年9月末までに公表。 ② 決算を審議する定例会を目処に邑智郡公立病院組合議会へ報告。	
12. その他特記事項			

(別紙1)

団体名 (病院名)	公立邑智病院
--------------	--------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分							
収入	1. 医 業 収 益 a	1,083	1,290	1,301	1,382	1,462	1,480
	(1) 料 金 収 入	1,037	1,231	1,248	1,326	1,403	1,421
	(2) そ の 他	46	59	53	56	59	59
	うち他会計負担金	21	32	27	27	27	27
	2. 医 業 外 収 益	411	126	253	204	202	200
	(1) 他会計負担金・補助金	370	86	219	173	173	173
	(2) 国 (県) 補 助 金	31	27	25	19	17	15
	(3) そ の 他	10	13	9	12	12	12
	経 常 収 益 (A)	1,494	1,416	1,554	1,586	1,664	1,680
	支 出						
支出	1. 医 業 費 用 b	1,466	1,543	1,523	1,540	1,598	1,608
	(1) 職 員 給 与 費 c	760	762	889	903	924	934
	(2) 材 料 費	355	420	242	265	300	304
	(3) 経 費	214	225	252	243	250	250
	(4) 減 価 償 却 費	133	132	133	123	116	113
	(5) そ の 他	4	4	7	6	8	7
	2. 医 業 外 費 用	59	55	50	46	41	36
	(1) 支 払 利 息	59	55	50	46	41	36
	(2) そ の 他						
	経 常 費 用 (B)	1,525	1,598	1,573	1,586	1,639	1,644
経 常 損 益 (A)-(B) (C)		-31	-182	-19	0	25	36
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)						
純 損 益 (C)+(F)		-31	-182	-19	0	25	36
累 積 欠 損 金 (G)			181	200	200	175	139
不良債務	流 動 資 産 (ア)	1,479	1,316	1,290	1,290	1,320	1,362
	流 動 負 債 (イ)	92	102	106	106	106	106
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)	32	1				
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)						
不良債務差引	不 良 債 務 (オ)						
	[(イ)-(エ)]-[(ア)-(ウ)]						
単年度資金不足額(※)		0	0	0	0	0	0
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		98.0	88.6	98.8	100.0	101.5	102.2
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		73.9	83.6	85.5	89.8	91.5	92.1
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		70.2	59.1	68.3	65.3	63.2	63.1
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)		0	0	0	0	0	0
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0	0	0	0	0	0
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率		0	0	0	0	0	0
病 床 利 用 率		48.4	60.3	76.5	81.6	86.7	86.7

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区 分							
収 入	1. 企 業 債						
	2. 他 会 計 出 資 金	13	13	13	10	10	10
	3. 他 会 計 負 担 金						
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金	34	36	38	37	39	41
	7. そ の 他	1					
	収 入 計 (a)	48	49	51	47	49	51
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
支 出	純計(a)-[(b)+(c)] (A)	48	49	51	47	49	51
	1. 建 設 改 良 費	20	16	50	20	15	15
	2. 企 業 債 償 還 金	141	146	150	103	107	112
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他						
差 引	支 出 計 (B)	161	162	200	123	122	127
	不 足 額 (B)-(A) (C)	113	113	149	76	73	76
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	113	113	149	76	73	76
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他						
補 て ん 財 源 不 足 額	計 (D)	113	113	149	76	73	76
	(C)-(D) (E)						
当 年 度 同 意 等 債 で 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額	(F)						
	実 質 財 源 不 足 額 (E)-(F)						

1. 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。

2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(68,000) 391,060	() 118,062	() 247,219	() 200,000	() 200,000	() 200,000
資 本 的 収 支	() 13,322	() 13,322	() 13,322	() 9,815	() 9,815	() 9,815
合 計	() 404,382	() 131,384	() 260,541	() 209,815	() 209,815	() 209,815

(注)

1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。